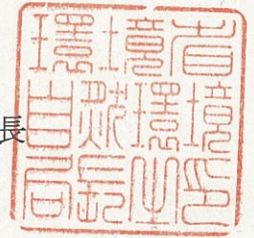


環自整発第17070911号
平成29年9月1日

〔各都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕 殿

環境省自然環境局長



公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準の改正等
について

温泉法（昭和23年法律第125号）第15条第1項では、「温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない」とされており、都道府県知事は同条第3項で示す「温泉の成分が衛生上有害であると認める」場合には、当該許可を不許可とすることができることとなっており、環境省では、本許可にあたる基準として、「温泉の利用基準について」（昭和50年7月12日環企第424号）を発出し、平成18年には同通知を改正し、「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準」（平成18年3月1日付け環境省告示第59号。以下「設備構造等基準」という。）を策定した。

しかしながら、その後も、温泉法の範囲外である貯湯槽や配管設備といった場所において、温泉由来の硫化水素による中毒事故が発生しているほか、平成26年には浴室内で硫化水素中毒が疑われる事故が発生した。

これらを踏まえ、環境省では有識者による検討会、都道府県等説明会を経て、今般、設備構造等基準について、別添のとおり改正を行ったので通知する。また併せて本基準の運用にあたり参考となる「温泉利用施設における硫化水素中毒事故防止のためのガイドライン」を策定したので通知する。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。